

○厚生労働省令第九十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律百九十二号）第二百十条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十六条の規定に基づき、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請)</p> <p>第二十四条の三 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、当該市町村又は組合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。</p> <p>一〇三 (略)</p>	<p>(令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請)</p> <p>第二十四条の三 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p>

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の

表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請) 第三十二条 令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を受け高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、当該後期高齢者医療広域連合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請) 第三十二条 令第七条第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を受け高齢者医療広域連合に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>

附 則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。